

○ 障害者福祉手当とタクシー利用券の所得制限について

Q 障害者福祉手当は大田区では所得制限があっても最低 4,500 円支給されるが、品川区では所得制限があると支給されない。また、タクシー利用券は大田区では所得制限がなく支給されるのに、品川区では所得制限があると支給されない。

同じ区の会社に勤務していても、住民票が大田区にあるか品川区にあるかで、不平等が生じてしまう。品川区がこのように大田区と異なって所得制限を設けているのは、どのような理由のためか明確に回答してほしい。

A 障害者福祉手当の件ですが、同手当は障害者の福祉の増進を図ることを目的に、障害の種類、程度に応じて、国の制度、東京都の制度、そして各区独自の手当支給制度があります。国、都については、一定の所得基準を超えた場合、支給されておられません。そして、各区の障害者福祉手当は、障害の種類や程度等により、国や都の制度に該当しない方についても、各区の実情に応じて独自の条例で支給しようとするものです。

品川区では、「品川区障害者福祉手当条例」を制定して手当の種類や支給要件を定め、ご質問の「一定の所得基準を超えた場合の取り扱い」については、国、都の基準に合わせて制度化しているところです。

また、福祉タクシー事業については区独自の制度で、品川区では外出困難な心身障害者の方が、外出の機会や生活圏を広げられるようにとの目的で「品川区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱」を定めて実施しています。福祉タクシー券の支給につきましても、障害者福祉手当と同様の基準で、一定の所得基準を超えた場合には支給対象からはずれております。

ご指摘のように、障害者福祉手当、福祉タクシー券についていえば、品川区と大田区は、条件が異なることは事実です。しかし、障害者のサービスは、障害者自身の置かれている環境や施設の状況などを踏まえ、それぞれの区がその地域性を生かして総合的に勘案して実施しております。

今回のご指摘の件については、障害者が地域で自立した生活を送ることが求められる中や、地域での障害者の生活を支える環境づくりの中で、今後の検討課題とさせていただきます。

(福祉部障害者福祉課)